

農地法第4条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

中津市農業委員会 会長 あて

申請者 氏名

下記によって農地(採草放牧地)を転用したいので、農地法第4条第1項の規定に基づき許可を申請します。

1.申請者の住所 及び職業	住 所											
	都道 府県	郡 市	町 村	地 目		面積	利用 状況	10a当たり 普通 収穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・ 市街化調整 区域・その他 の区域の別		
2.許可を受け よ うとする土地の 所在・地番・ 地目・面積・利 用状況・普通 収穫高及び耕 作者の氏名	土地の所在	地番	登記簿	現況	面積 m ²							
	中津市	字										
計		m ² (田	m ² 畑	m ² 採草放牧地	m ²)							
3.転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途	事由の詳細								
	(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間		令和 年 月 日から 年間									
	(3) 転用の時期 及び転用の 目的に係る事 業又は施設の 概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計	
			名称	棟数	建築 面積	所要 面積	名称	棟数	建築 面積	所要 面積	棟数	建築 面積
		土地造成	/			m ²	/			m ²	/	
		建築物			m ²			m ²			m ²	
		小 計	/				/				/	
工作物												
小 計	/				/				/			
計												
4.資金調達に ついての計画	工事費(見積額)= 円(内訳)) 資金調達額= 円(内訳))											
5.転用すること によって生ずる 附近の土地・作 物・家畜等の被 害防除施設の 概要												
6.未完了の 既許可事業												
7.その他参考 となるべき事項												

農地法第4条の規定による許可申請書

令和 3 年 4 月 1 日

大分県知事 殿

中津市農業委員会 会長 あて

申請者 氏名

中津 太郎

下記によって農地(採草放牧地)を転用したいので、農地法第4条第1項の規定に基づき許可を申請します。

1.申請者の住所 及び職業	住 所												
	大分	都道 府県	中津	郡 市	豊田	町 村	14	番地	3				
2.許可を受け よ うとする土地の 所在・地番・ 地目・面積・利 用状況・普通 収穫高及び耕 作者の氏名	土 地 の 所 在	地 番	地 目	面積	利用	10a当たり	耕作者の	市街化区域・					
	中津市大字中殿字余木	503番1	田 田	300	一毛作	-	-	市街化調整					
	中津市大字中殿字余木	503番2	畑 畑	200	休耕	-	-	区域・その他					
								の区域の別					
計 500 m ² (田 300 m ² 畑 200 m ² 採草放牧地 m ²)													
3.転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途	事由の詳細									
			一般住宅用地	自己住宅を建築したい。									
	(2) 事業の操業期間 又は施設の利用期間		令和 許 年 可 丹 後 月 日から 永 年間										
	(3) 転用の時期 及び転用の 目的に係る事業 又は施設の 概要		工事計画		第1期(着工 許 年 可 後 日 から 令和 3年12月31日まで)				第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				合 計
		名称	棟数	建築 面積	所要 面積	名称	棟数	建築 面積	所要 面積	棟数	建築 面積	所 要 面積	
		土地造成			500m ²							500 m ²	
		建築物		300m ²				m ²			300m ²		
		小 計											
		工作物											
		小 計											
		計		300m ²	500m ²						300m ²	500 m ²	
4.資金調達に ついての計画	工事費(見積額)= 10,000,000 円 (内訳 建築費 10,000,000) 資金調達額= 10,000,000 円 (内訳 自己資金5,000,000円 借入5,000,000円)												
5.転用すること によって生ずる 附近の土地・作物・ 家畜等の被害 防除施設の 概要	付近に被害等が生じないようにしますが、万一被害が生じた場合は、当方において責任をもって処理します。												
6.未完了の 既許可事業	なし												
7.その他参考 となるべき事項	生活雑排水は下水道に、雨水排水は隣接する市道側溝に放流します。												